

鳥取県国土整備部測量等業務成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県測量等業務検査要綱（平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知）第8条第2項に規定する県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）の所管する測量、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量等業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を行うことを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる測量等業務（災害査定に係る業務、緊急を要する業務、監督補助業務及び公共工事円滑化業務に係るものと除く。）は、発注時点において原則として1件の委託設計金額が100万円を超えるものとする。

(評定の時期)

第3条 評定は、測量等業務が完了したとき及び測量等業務の検査をしたときに行う。

(評定者)

第4条 測量等業務が完了したときに実施する評定（以下「第1評定」という。）は、当該測量等業務の共通仕様書に定める調査職員が行う。

2 測量等業務の検査をしたときに実施する評定（以下「第2評定」という。）又は鳥取県国土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知）第11条第3号の規定により検査職員を2名置く評定（以下、「第3評定」という。）は、当該測量等業務の共通仕様書に定める検査職員が行う。

(評定の方法)

第5条 評定は、原則として発注業種の業務について行うこととするが、複数の業種からなる測量等業務（複合業務）は、発注業種以外の業務も勘案して評定を行うものとし、評定を行う者ごとに独立して客観的かつ公平な視点で行うものとする。

2 第1評定を行う者は、測量等業務成績評定表（様式第1号。以下「評定表」という。）及び測量等業務検査チェックリスト（様式第2号。以下「チェックリスト」という。）に必要事項を記載し、**総括調査員及び主任調査員の確認を得た上で、第2評定又は第3評定を行う者に提出する。**

3 第2評定又は第3評定を行う者は、新たなチェックリストに必要事項を記載するとともに、前項の規定により提出された評定表の内容を確認した上で、自らの評定点を記入して、総合評定点（第3評定を行なった場合は、第1評定による評定点に、第2評定による評定点と第3評定による評定点の平均点を加えた点。）を算出し、測量等業務完了検査復命書に評定表を添付する。

(評定結果の通知等)

第6条 発注機関（知事が契約する測量等業務にあっては当該課長、地方機関の長が契約する測量等業務にあっては当該地方機関の長をいう。以下同じ。）は、鳥取県測量等業務検査要綱第10条の規定に基づき測量等業務完了検査復命書の決裁後、当該業務の受注者に完了検査の結果（検査調書及び評定表を添付）を速やかに通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、その通知内容に疑義がある場合は、通知を受けた日から起算して14日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を含む。）以内に、書面により発注機関に説明を求めることができる。
- 3 発注機関は、前項の規定により当該業務の受注者から説明を求められた場合は、疑義に対する回答を作成し、前項の書面を受理した日から起算して30日以内に、書面により受注者へ回答するものとする。
- 4 発注機関は、前項の規定による回答を行った時は、技術企画課長に報告するものとする。
- 5 発注機関は、チェックリストの運用解釈等について必要に応じて、第2項の疑義に対する発注機関としての意見を付した上で、同項の書面を受理した日から起算して原則10日以内に、技術企画課長へ意見を求めることができる。
- 6 技術企画課長は、前項の規定により発注機関から意見を求められた場合は、発注機関及び受注者から聞き取りを行い、意見を作成し前項の書面を受理した日から起算して原則10日以内に、書面により発注機関へ回答するものとする。
- 7 発注機関は、前項の意見を尊重して疑義に対する回答を作成するものとする。
- 8 発注機関は、第3項により完了検査結果の訂正が必要となった場合は、通知した検査結果を取り消し、新たな業務成績評定を通知する。

(総合評定点の修正)

第7条 発注機関は、鳥取県国土整備部建設工事等修補等請求要綱（平成23年2月28日付第201000174619号鳥取県国土整備部長通知）第4条第1項の修補等の請求に基づき、同要綱第5条第1項に規定する修補等を実施した場合は、当該業務に係るかしを要件として鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日第200700191955号鳥取県国土整備部長通知）第8条の規定により決定した措置内容に応じ、次の表の右欄に掲げる点数を減ずるよう総合評定点を修正するものとする。

措置内容	減ずる点数
資格停止2ヶ月	15点
資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	13点
資格停止2週間以上1ヶ月未満	10点

- 2 発注機関は、前項の規定に基づき総合評定点を修正した場合は、速やかに受注者に評定結果を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成15年7月1日から施行し、平成15年7月14日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年8月15日から施行する。

(経過措置)

2 この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前に契約を行った測量等業務で、施行日以降1月以内に完了検査を行うものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から施行し、同日以降資格停止措置を受ける要件となる測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成21年5月25日から施行し、同日以降業務成績評定を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成21年12月14日から施行し、同日以降業務成績評定を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成24年9月1日から施行し、同日以降調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成24年12月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から施行し、同日以降調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月21日から施行し、同日以降業務成績評定を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成27年11月16日から施行し、同日以降業務成績評定を行う測量等業務から適用する。

(参考)

評定における留意事項

1 第5条（評定の方法）関係

- (1) 調査業務の評定表、チェックリストにより評定を行なう業務は、原則として以下のとおりとする。
- ア 環境影響評価
 - イ 河川水辺環境調査
 - ウ 海岸調査
 - エ 道路環境調査、交通量調査、交通量推計調査、道路網調査
 - オ 砂防環境調査、土砂災害防止基礎調査、雪崩調査、山地災害危険地区基礎調査、治山調査、地すべり対策調査
 - カ 港湾等調査
 - キ 都市計画に係る基礎調査、都市総合交通体系調査
 - ク その他、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務において調査、解析のみを行なうもの。
- (2) 評定点は、小数第2位を四捨五入し、総合評定点は、小数第1位を四捨五入するものとする。
- (3) 評価細別
- 業務内容が単純（役務提供的な業務）で評価細別として不適当なものがある場合には、当該評価細別はc評価とする。（評価細別を除外する（0点で評価）又は、無理に評定にあてはめようとd評価以下で評定しない。）
- (4) 評価細目
- 当該業務において該当がない細目については、評価（チェック）しないこととする。
- (5) 評価項目
- 鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要領及び鳥取県測量等業務指名競争入札業者選定要項の別表第1による特に難易度の高い業務を評価する場合は原則として発注時点の内容によるが、業務内容の変更により特に難易度の高い業務となった場合は、受発注者間で協議の上評価項目を追加するものとする。

2 第6条（評定に対する不服申立）関係

要綱第6条第2項の規定に従い、受注者から評定内容についての説明請求があり、評定内容に誤りが認められる場合は、同条第3項に規定する回答を行うと同時に、業務成績評定点を修正し、受注者へ通知するものとする。

なお、評定内容に誤りが認められず、その旨の回答を行った上で、業務成績評定に不服がある場合は、「測量等業務に係る業務成績評定に対する不服申立要綱」に基づき不服申立ての手続を行う。

3 第7条（総合評定点の修正）関係

当該業務に係るかしを要件として資格停止措置を受けた場合、資格停止期間に応じ総合評定点の修正を行うこととしているが、資格停止期間に短期加重が含まれる場合は、減点の基準とする資格停止期間は短期加重分を除いた期間とする。

また、当該業務が鳥取県国土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第2条に規定する低価格落札業務で、修正後の評定点が同要綱第11条において入札に参加させない条件として各業種別に規定している基準点未満となった場合であっても、同条に規定する入札に参加させないための措置は講じないものとする。